

ID: 153

担当部署: 町民生活課

処分の概要	許可申請手数料等の徴収		
例規名 根拠条項	村田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第6条第1項		
例規番号	平成元年条例第16号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (許可申請手数料等)</p> <p>第6条 法第7条第1項及び第6項、法第7条の2第1項及び浄化槽法第35条第1項に規定する許可の申請並びに再交付の申請に関し、次の各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理業許可及び変更申請手数料 1件につき 3,000円 (2) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき 3,000円 (3) 許可証再交付申請手数料 1件につき 1,000円</p> <p>2 町長は、前項の申請があった場合は、許可証を交付するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	令和5年4月1日